

## 盛岡赤十字病院テナント営業募集要項

盛岡赤十字病院では、以下のとおり令和 2 年 5 月から病院内で行うテナント営業に関する企画提案と事業者を募集します。

### 1. 施設の概要

- (1) 名 称 盛岡赤十字病院
- (2) 所在地 岩手県盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1
- (3) 病床数 438 床（一般病床 408 床、緩和ケア病床 22 床、ドック 8 床）
- (4) 建物概要 鉄筋コンクリート造、地上 5 階建、延床面積 32,589. 97 m<sup>2</sup>
- (5) 患者数（平成 30 年度実績） 外来患者数 552.2 人／日 入院患者数 269.7 人／日
- (6) 病院に勤務する職員数（令和元年 10 月 1 日現在、委託業者職員含まず）580 人

### 2. 募集するテナント業種名及び事業者数

病院内売店営業（1 事業者）

### 3. 開店予定時期

令和 2 年 5 月

### 4. 応募資格

「病院内の売店」として相応しいサービスと誠意をもって運営をされる事業者が応募できます。

### 5. テナントの場所、面積

テナントの営業場所等は次のとおりです。別添の「病院平面図」により確認して下さい。

病院内売店営業

営業可能な場所：①外来ホール 54.15 m<sup>2</sup> ②B 棟 1 階部分 38.4 m<sup>2</sup>

その他として倉庫部分 29.23 m<sup>2</sup>

### 6. 応募書類の提出等

#### (1) 受付期間

令和元年 11 月 22 日（金）から令和元年 11 月 28 日（木）までの  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日・祝日除く）

#### (2) 提出先

盛岡赤十字病院事務部総務課（〒020-8560 岩手県盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1）

#### (3) 提出書類

次の書類を各 16 部提出して下さい。

- ①参加申込書（様式 1）

- ②売店に関する提案書
- ③商業・法人登記簿謄本
- ④出店および営業に必要な許可証等の写し（現在の出店営業分でも可）
- ⑤納税証明書（その1）（税務署で発行する証明書）
- ⑥納税証明書（地方税）（各広域振興局および市町村で発行する証明書）
- ⑦貸借対照表および損益計算書
- ⑧カタログ等がある場合は、参考までに添付して下さい。

注）③、⑤、⑥は1部原本、残りは写しで可

#### （4）提出方法

応募書類は提出先まで持参するか、郵送して下さい。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」として下さい。

### 7. 応募に関する留意事項

#### （1）テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を別添の「テナント営業に係る基本条件」により確認し、同意の上で応募して下さい。

#### （2）失効または無効

次に該当する場合は、申込みが失効または無効になります。

- ①受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ②提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤応募資格を有していないとき。
- ⑥応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

#### （3）応募に参加できない者

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売り等において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ロ) 選定業者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて、契約の履行をしなかった者
  - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ③ 公告の日から業者選定の日までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は岩手県で行われた不正行為に基づき岩手県若

しくは国からの指名停止等の措置を受けている者。

なお、岩手県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、公告の日から業者選定の日までの期間に指名停止の措置を受けている者。

- ④過去2年間、食品衛生法による営業停止処分を受けたことがある者。(東北圏内)
- ⑤役員(役員登記されていないが、実質的に経営に参加している者を含む)が『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(暴力団対策法)第2条6号に規定する暴力団員または、暴力団関係者と認められる者。また、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者。

### (3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出して下さい。

### (4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

### (5) その他

- ①応募書類を受理した後の書類の書換えまたは訂正等は認めません。
- ②提出した応募書類は返還しません。

## 8. 選考方法等

### (1) 事業者の選考

盛岡赤十字病院売店業者選定委員会において一次審査として応募書類の審査を行い、二次審査にてプレゼンテーションを実施し、選考基準により評点の上、事業者を決定します。

### (2) 選考基準

- ①出店実績
- ②営業方針
- ③運営組織の信頼
- ④従業員教育
- ⑤衛生管理
- ⑥営業時間
- ⑦取扱品目
- ⑧商品価格
- ⑨サービス内容
- ⑩期待に応えられるか
- ⑪賃料
- ⑫出店の意欲

## 9. 選考結果の発表

令和元年12月(予定)に、応募事業者全員に通知いたします。

## 10. その他

募集要項等に疑義が生じた場合は、令和元年11月28日(木)午後5時までに、文書により照会して下さい。照会の方法は、末尾に記載の照会先まで、持参・FAXまたは電子メールによることとします。

(照会先)

盛岡赤十字病院事務部総務課 担当：石山

(〒020-8560 岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1)

電話 019-637-3111 (内線360)

FAX 019-637-3801

E-mail [soum-k@morioka.jrc.or.jp](mailto:soum-k@morioka.jrc.or.jp)

## テナント営業に係る基本条件

### (1) 場所

現在 2 ヲ所に売店があるが、「2 ヲ所とも運営」には拘らない。

売店①：盛岡赤十字病院の 1 階外来ホール（図面参照）

売店②：           〃           の B 棟 1 階部分（図面参照）

### (2) 入居条件

#### ①賃貸期間

令和 2 年 5 月から令和 7 年 4 月 30 日までの 5 年間とする。

ただし、この期間内においても入居者が義務を履行しない場合など、契約を解除することがあります。

### (3) 営業時間

24 時間

または、午前 6 時 0 0 分から午前 1 時 0 0 分まで

### (4) 取扱い禁止品目

①酒類

②たばこ類

③スリッパ（シューズは可）

### (5) 契約可能面積

売店①：54.15 m<sup>2</sup>

売店②：38.4 m<sup>2</sup>

倉庫    : 29.23 m<sup>2</sup>

### (6) 賃料 月額固定制（歩合制は不可）

### (7) 敷金 賃料の 3 ヲ月分

敷金は、契約時に一括支払願います。

敷金は、賃貸契約終了後、入居者が賃貸契約物件を原状回復し、明渡し完了後に返還いたします。なお、敷金のお預かり期間中無利息といたします。

### (8) 個別経費

店舗内で使用される水道光熱費は、当院で算出した額をご負担いただきます。

### (9) 店舗設備工事費

入居時の工事費用、退去時の原状回復費用とも、入居者にご負担いただきます。

(様式1)

## 参加申込書

令和 年 月 日

盛岡赤十字病院  
院長 松田 壯正 宛

住所

商号又は名称

代表者役職氏名 印

担当者氏名 印

連絡先 電話番号

FAX番号

E-mail

下記の企画提案に参加を申し込みます。

記

件名： 盛岡赤十字病院売店業者の募集

平面図

【1階(C棟・産科棟は除く)】



○ 連結送水管送水口  
○ SP送水口